

# 大阪市立東中川小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「**自らを律し、他人と協調し、他人を思いやることのできる子ども**」を育成するために「東中川小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめ対策委員会を設置し、「予防、早期発見、対策、早期解決」に努めていく。とともに、管理職による朝会での講話で、子ども達の人権意識を高める。
- ② いじめを未然防止するために、全教職員が一丸となって児童観察に努め、気付きを交流する。また、関係教職員による聞き取りを密に行っていく。
- ③ 子ども見守り隊や、PTAの生活指導部との連携を強化し、学校と地域がともに子ども達の健やかな成長に関わっていくことができるようとする。また、学年と保護者との連携が取れるよう、普段より健全な関係作りに努める。

## 3. いじめの未然防止についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

#### (1) 授業改善について

- ① 年間15本以上の研究授業、又は公開授業を行う。
- ② 職員会議後に伝達研修の時間をもつ。
- ③ 各教科・領域担当者による校内研修会の充実。
- ④ 外部講師を招いての研修会（特別支援教育、外国人教育など）。
- ⑤ メンター教員による若手の育成。
- ⑥ 担任出張時の校内体制の充実。

## (2) 自己有用感を高めるために

- ① 児童会活動の年間活動計画を立て、子ども一人一人が楽しむことができるよう活動内容を工夫する。
- ② 縦割り班を活用した児童集会など、児童会行事の充実。
- ③ 全校遠足や“子どもまつり”を通して、友だちや教職員とのつながりを深める。
- ④ 高学年の委員会活動や、低・中学年の係活動など、各自の役割を意識させた取り組みを進めていく。
- ⑤ 課外の活動（国際クラブや放課後の任意スポーツ活動、様々な地域行事など）で、自己を大切にできるよう、支援していく。
- ⑥ 生活科や保健の学習で命の学習を多く取り入れ、自分と他人を両方大切にできるようにする。
- ⑦ ピアサポート活動を学習で取り入れ、みんなで支え合う気持ちを育てる。
- ⑧ コミュニケーション能力や課題解決能力など、キャリア教育を通して育成していく力を明確にするとともに、発達段階に応じた年間指導計画を作成し、実施していく。（キャリア教育全体計画参照）

## (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳教育の年間指導計画を立てる。発達段階に応じた充実した内容を、全ての教科・領域において取り組んでいく。（道徳年間指導計画参照）
- ② 系統立てた性教育の学習や、平和学習において、命の大切さを感じさせる。
- ③ 道徳教育を進めるにあたり、「傍観者」もいじめに加担していることに気付かせ、自らの行動を見直すようにさせる。

## 4. いじめの早期発見についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 全教職員による普段からの児童観察（看護当番、登下校指導など）。
- ② 関係教職員による「事実の確認→教職員による情報の共有→管理職への報告」の流れを徹底。
- ③ 5W1Hを表記した記録の作成。
- ④ 学期に1度「いじめに関する児童アンケート」を実施する。
- ⑤ スクールカウンセラーの活用。
- ⑥ 外部関連機関との連携強化。

## 5. いじめの早期解決についての取組

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ対策委員会を設置し、複数で取り組んでいくことを基本とする。
- ② 毎月定例の生活指導連絡会や、学年会、ケース会議などを充実し、情報を共有することで、全教職員が団結して問題に取り組んでいくことができるようとする。
- ③ 被害児童の保護を最優先とする。
- ④ 加害児童への指導に関しては、学年から保護者への連絡も密に進め、取り組んでいく。
- ⑤ 関係諸機関との連携を強化する。
- ⑥ 子ども見守り隊やPTAとの連携・協力体制を強化する。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

#### <構成>

管理職、教務主任、生活指導部長、人権教育主担、養護教諭、当該学年を基本とする「いじめ対策委員会」を組織する。ケースによって、各部に事案を持ち帰り、対策を検討することもある。

#### <役割>

- ・ 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報や、子どもの問題行動に関する情報収集や記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報があった場合には本委員会を招集し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

### 【年間計画】

#### (1) 校内の取り組み

##### <調査等>

- ① 児童対象いじめアンケートの実施 年3回(6月、11月、2月)
- ② アンケートの結果を受け、学級担任による聞き取りを行う。

##### <研修・連絡会>

- ・ 生活指導連絡会（生活指導部・学年代表） 月1回
- ・ 生活指導全体会 5月
- ・ 人権教育研修会・全体会 5月

#### (2) 保護者や地域・関係機関との連携

- ① ホームページによる情報発信 適宜
- ② 学校便り・学年便りによる情報発信 月1回
- ③ 学校協議会への提案・協力依頼、意見交流

### (3) 取組内容の検証

- ① 運営に関する計画との相違の確認やP D C Aサイクルの活用
- ② 取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関する改善方法についての意見交流。
- ③ 年度末に人権教育全体会で振り返りを行う。

## 7. 重大事案への対処

- ① ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」  
イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ② 学校の初期対応においては、生活指導部長を窓口として一本化する。
- ③ 調査組織を設置し、事実関係を明確化する。
- ④ 被害児童生徒及びその保護者へ適切かつ迅速に情報提供を行う。
- ⑤ 教育委員会に報告する場合は管理職より報告を行う。

### ※ いじめ発見の際の流れ

